

法定労働時間と所定労働時間 (職場で適用される変形労働時間制について)

労働時間は、原則として、休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならないと定められています。この原則1週40時間、1日8時間の労働時間を法定労働時間と呼んでいます。それに対して、会社の規則で定めている勤務時間を所定労働時間といいます。所定労働時間は、法定労働時間を超えて定めることはできません。

しかしながら、会社の仕事は、時間帯や曜日ごと、または週や月あるいは季節によって仕事が集中して忙しい時期と、そうでない時期とがあるものです。

例えば、デパートの場合は、お中元やお歳暮の時期は猫の手も借りたいほど忙しく、贈り物を買うお客が大勢訪れ、店内は大変な賑わいを見せています。それに比べて、「につばち」といわれる2月や8月はあまり忙しくなく、客足は減るといわれています。

このような仕事の忙しさや作業の量にあわせて1日の所定労働時間を決めて、

仕事の多い日には、所定労働時間を長くしてたくさんの仕事をする、逆に仕事の少ない日には、所定労働時間を短くして早く退社するほうが効率的といえます。

こうした考え方で労働時間の制度を決めたのが、変形労働時間制です。つまり、1日とか1週間の労働時間の枠を固定的に考えずに、一定の期間を平均して1週間あたりの労働時間を40時間以内にする事で労働時間を効率的に配分し、時間外労働などを削減しようというものです。

一般的な変形労働時間制としては「1ヵ月単位の変形労働時間制」、「1年単位の変形労働時間制」などがあります。また「フレックスタイム制」も変形労働時間制のひとつです。

入社の際は、会社の始業・終業の時刻や休日について確認すると思いますが、合わせて、どのような労働時間の設定になっているか説明を受けておくと良いでしょう。